○総務省告示第二百六十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十一条第一号ロの規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百四十五号（退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十一日

総務大臣　山本　早苗

第一号ロ中「当該年度の前年度の末日において職員区分が調整月額が最も少ない職員区分に属する職員を除く。」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した日本消防検定協会から認定の業務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十八年六月二十一日

消防庁長官　佐々木敦朗

○厚生労働省告示第二百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　（一）健康保険組合の名称　ベンチャーバンク健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社ベンチャーバンク　東京都渋谷区　外一事業所
（四）認可の年月日　平成二十七年三月二十六日

二　（一）健康保険組合の名称　楽天健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都品川区東品川四丁目十二番三号
（三）設立事業所の名称及び所在地　楽天株式会社　東京都品川区　外十二事業所
（四）認可の年月日　平成二十七年三月二十六日

三　（一）健康保険組合の名称　ツルハホールディングス健康保険組合
（二）事務所の所在地　北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社ツルハホールディングス　北海道札幌市　外七事業所
（四）認可の年月日　平成二十七年三月二十七日

四　（一）健康保険組合の名称　ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社ワークスアプリケーションズ　東京都港区　外四事業所
（四）認可の年月日　平成二十七年七月三十日

五　（一）健康保険組合の名称　ＧＬＶ健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社ガリバーインターナショナル　東京都千代田区　外一事業所
（四）認可の年月日　平成二十七年九月二十四日

六　（一）健康保険組合の名称　グーグル健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都港区六本木六丁目十番一号
（三）設立事業所の名称及び所在地　グーグル株式会社　東京都港区
（四）認可の年月日　平成二十七年十月十九日

七　（一）健康保険組合の名称　地域医療振興協会健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都新宿区市谷田町一丁目十番地　保健会館新館七階
（三）設立事業所の名称及び所在地　公益社団法人地域医療振興協会　東京都千代田区　外五十六事業所
（四）認可の年月日　平成二十八年三月二十二日

八　（一）健康保険組合の名称　マクニカ健康保険組合
（二）事務所の所在地　神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目五番地五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社マクニカ　神奈川県横浜市　外一事業所
（四）認可の年月日　平成二十八年三月二十二日

九　（一）健康保険組合の名称　池友会健康保険組合
（二）事務所の所在地　福岡県福岡市東区和白丘二丁目二番七十五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　福岡和白病院　福岡県福岡市　外六事業所
（四）認可の年月日　平成二十八年三月二十二日

十　（一）健康保険組合の名称　グーグル健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都港区六本木六丁目十番一号
（三）設立事業所の名称及び所在地　グーグル株式会社　東京都港区
（四）認可の年月日　平成二十八年四月一日

十一　（一）健康保険組合の名称　ＧＬＶ健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社ガリバーインターナショナル　東京都千代田区　外一事業所
（四）認可の年月日　平成二十七年九月二十四日

○厚生労働省告示第二百五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十四条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の分割を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　（一）分割後設立する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　カネボウ化粧品健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都中央区日本橋茅場町一丁目十四番十号
3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社カネボウ化粧品　東京都中央区　外二事業所
（二）分割後存続する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　カネボウ健康保険組合
2　事務所の所在地　大阪府大阪市中央区本町二丁目一番六号
3　設立事業所の名称及び所在地　医療法人社団顕鐘会神戸百年記念病院　兵庫県神戸市　外十二事業所
（三）認可の年月日　平成二十八年三月二十九日